



2025年2月28日

各位

会社名 イオン株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
(コード番号：8267 東証プライム)
問合せ先 執行役財務・経営管理担当 江川 敬明
(TEL. 043-212-6042)

会社名 イオンモール株式会社
代表者名 代表取締役社長 大野 恵司
(コード番号：8905 東証プライム)
問合せ先 戦略部長 久富 圭介
(TEL. 043-212-6733)

イオン株式会社によるイオンモール株式会社の 株式交換による完全子会社化の協議開始に向けた基本合意書締結に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「イオン」といいます）は本日付の代表執行役の決定に基づき、イオンモール株式会社（以下「イオンモール」といいます）は本日開催の取締役会決議に基づき、イオンによるイオンモールの株式交換（以下「本株式交換」といいます）による完全子会社化に向けた協議を開始する旨の基本合意書（以下「本基本合意書」といいます）を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換に関する契約（以下「本株式交換契約」といいます）を締結することを決議した場合には、その内容について改めて開示いたします。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

イオングループ（イオン並びにその子会社及び持分法適用会社をいいます）では、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念に基づく経営のもと、中期経営計画（2021～2025 年度）で掲げた5つの変革「デジタルシフトの加速と進化」「サプライチェーン発想での独自価値の創造」「新たな時代に対応したヘルス&ウェルネスの進化」「イオン生活圏の創造」「アジアシフトの更なる加速」に加えて、「環境・グリーン」の取り組みを進めています。

イオンモールにおいては、日々大きく変化する事業環境の中で、変わりゆく地域の課題やお客さまの価値観、潜在的なニーズに対応すべく、「マーケットに合わせた提供価値の多様化」、「既存アセットの有効活用による収益性改善」、「デジタル技術を駆使した業務効率性・利便性の向上」、「抜本的な事業構造改革の実行」等を通じて、既存のビジネスモデル改革を推進していくことで、国内事業における集客力強化及び収益性向上を図っています。また、既存事業の枠組みにとらわれない新たなビジネスモデルの創出により、事業領域を拡大していくことを目指しています。

また、海外事業においては、「アジアシフトの更なる加速」に向けて、成長性の高いエリアにおける物件の探索・確保を進め、新規出店を加速しています。モール単一フォーマットによる事業展開から、各国及び各地域が抱える課題を深掘りし、商業施設の枠組みにとらわれない新たな事業機会を探索していくことで、地域ごとの特性に合わせた新たな価値創造モデルで事業展開を図っています。

国内のショッピングセンター業界を取り巻く環境は、人口動態の変化、建築費の高騰、競合施設間の競争激化、EC化の進展等、かつてないほど厳しいものがあり、今後は、競争力を維持できない施設の淘汰が益々進んでいくものと考えられます。また、昨今は、都市部への人口集中や地域間の格差の拡大が加速したことで、地域マーケット間の特色の違いがより鮮明になってきており、従来以上に、エリア特性を踏まえた施設づくりが求められる時代へと変容しています。

こうした状況の中、近時、急激なインフレにより、建設費や人件費の更なる高騰、金利の上昇といった経営環境の急速な変化が生じています。さらに、世界的な異常気象の多発や、地政学的なリスクの高まりなど、不確実性が高まっており、今後、イオンモールの事業に大きく影響を及ぼすものと想定されます。

こうした厳しい環境下にあっても、完全子会社化を通じて、イオングループの持つスケラビリティとイオンモールの持つ人材やノウハウを活かすことにより、イオンモールが持続的な成長を実現していくことが、より加速されるものと考えます。例えば、グループ不動産の再開発や、NSCを含むマルチフォーマットを活用し、地域の不動産・マーケット情報を共有することで、よりエリア特性にきめ細かく対応したショッピングセンターを立地させることができるようになり、マーケットの深化を図れることなどが挙げられます。さらに、イオンモールが施設運営管理を担っているグループ不動産についても、より収益を上げるためにイオンモールへの移管を検討していきます。

また、スケールメリットの観点では、グループ内需要の一体的な集約により、販促・イベント企画・広告事業や活性化・修繕工事等を内製化し、イオンモールを核とした不動産バリューチェーンの垂直統合と、これによる新規事業の創出も可能となると考えています。さらに、イオンのビッグデータをテナントの営業支援に活用することも検討してまいります。

こういった国内における収益力の向上は、国内事業におけるイオンモールの競争力の向上、さらにはイオンモールによる一層の海外投資の源泉になるものと考えます。また、国内外における事業領域拡大の実現は、イオンモールの従業員の活躍の場を拡げ、成長の機会の提供にもつながります。

このように、イオンモールが完全子会社になることにより、イオングループのスケラビリティを最大限に活用できるようになり、ショッピングセンターのテナント・個人顧客等に対する提供価値を向上することを通じて、イオンモールの企業価値向上及びイオングループ全体の企業価値向上に大きく貢献する可能性があると考えています。

以上により、イオンモールの完全子会社化は、イオンとイオンモールが一体となった早急かつ抜本的な成長施策の推進、ひいては今後のイオンモール及びイオングループの一層の企業価値向上に資する可能性があると判断し、両社で完全子会社化の協議を開始すべく、本基本合意書を締結することといたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の方式

イオンを株式交換完全親会社、イオンモールを株式交換完全子会社とする株式交換を予定しております。なお、本株式交換契約を締結する場合、イオンモールの株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けた上で、2025年7月を効力発生日（目処）として行う予定です。

(2) 本株式交換の日程

| | |
|--|---------------|
| 本基本合意書締結の代表執行役決定日（イオン）・取締役会決議日（イオンモール） | 2025年2月28日 |
| 本基本合意書締結日 | 2025年2月28日 |
| 本株式交換契約締結の代表執行役決定日及び取締役会決議日 | 2025年4月上旬（予定） |

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 役会決議日（必要な場合）（イオン） | |
| 本株式交換契約締結の取締役会決議日（イオンモール） | 2025年4月上旬（予定） |
| 本株式交換契約締結日（両社） | 2025年4月上旬（予定） |
| 定時株主総会における本株式交換承認決議（必要な場合）（イオン） | 2025年5月中下旬（予定） |
| 定時株主総会における本株式交換承認決議（イオンモール） | 2025年5月中下旬（予定） |
| 本株式交換の効力発生日 | 2025年7月（予定） |

（注1）現時点で本株式交換契約の締結及び本株式交換の実施が決定されているものではありません。

（注2）本株式交換は、今後協議によって決定される株式交換比率によっては、イオンにおいて会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換に該当し、イオンの株主総会における承認を受けることなく行われる可能性があります。

（注3）上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

（3）本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換契約を締結する場合、本株式交換に係る割当ての内容については、デュー・ディリジェンスの結果及び第三者算定機関による株式交換比率算定の結果等を踏まえて、本株式交換契約締結までにイオン及びイオンモールで協議の上決定いたします。

3. 本株式交換の当事会社の概要

（ア）当事会社の概要

| | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
|--------------|---|--|
| （1）名称 | イオン株式会社 | イオンモール株式会社 |
| （2）所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| （3）代表者の役職・氏名 | 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫 | 代表取締役社長 大野 恵司 |
| （4）事業内容 | 小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理 | 大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営 不動産売買・賃貸・仲介 |
| （5）資本金 | 220,007百万円（2024年2月末現在） | 42,383百万円（2024年2月末現在） |
| （6）設立年月日 | 1926年9月21日 | 1911年11月12日 |
| （7）発行済株式数 | 871,924,572株（2024年2月末現在） | 227,560,939株（2024年2月末現在） |
| （8）決算期 | 2月末 | 2月末 |
| （9）従業員数 | 163,584人（連結）（2024年2月末現在） | 3,854人（連結）（2024年2月末現在） |
| （10）主要取引先 | 持株会社につき、該当事項はありません | イオンリテール株式会社 株式会社アダストリア イオン九州株式会社 |
| （11）主要取 | 株式会社みずほ銀行 | 株式会社みずほ銀行 |

| | | |
|--|---|---|
| 引銀行 | 農林中央金庫 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社三菱UFJ銀行 | 株式会社日本政策投資銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 農林中央金庫 三井住友信託銀行株式会社 株式会社りそな銀行 |
| (12) 大株主 及び持株比率 (2024年8月 末現在) | 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) 13.23% 株式会社日本カストディ銀行(信託 口) 4.46% 株式会社みずほ銀行 3.88% 公益財団法人岡田文化財団 2.57% 公益財団法人イオン環境財団 2.54% 農林中央金庫 2.12% STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234(常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業部) 1.48% イオン社員持株会 1.39% イオン共栄会(野村証券口) 1.36% 東京海上日動火災保険株式会社 1.17% | イオン株式会社 58.16% 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) 5.84% 株式会社日本カストディ銀行(信託 口) 2.46% THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRU STEE OF REPURCH ASE AGREEMENT M OTHER FUND(常任代理 人:シティバンク、エヌ・エイ東京 支店) 1.02% ゴールドマン・サックス・インター ナショナル(常任代理人:ゴールド マン・サックス証券株式会社) 0.81% UBS AG LONDON A/ C I P B SEGREGATE D CLIENT ACCOUN T(常任代理人:シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店) 0.74% 三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社 0.72% イオンモール取引先持株会 0.63% ステート ストリート バンク ウェ スト クライアント トリーティー 505234(常任代理人:株式会 社みずほ銀行) 0.56% 日本証券金融株式会社 0.55% |
| (13) 当事会社間の関係 | | |
| 資本関係 | イオンは、イオンモール株式 132,351,781 株(イオンモールの発行済株式 総数からイオンモールが保有する自己株式数を控除した株式数に占める割 合にて 58.16%) を所有しております。 | |
| 人的関係 | イオンモールにおいては、イオン取締役兼代表執行役会長の岡田元也氏が 取締役相談役に就任しております。 | |
| 取引関係 | イオンモールは、イオングループ各社に対してイオンモールの店舗を賃貸 しています。 | |
| 関連当事者 への該当状 況 | イオンモールはイオンの子会社であり、イオンモールとイオンは相互に関 連当事者に該当いたします。 | |

(イ) 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)

| (1) イオン | | | | |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 決算期 | 2022年 2月期 | 2023年 2月期 | 2024年 2月期 | |
| 純 資 産 | 1,812,423 | 1,970,232 | 2,087,201 | |
| 総 資 産 | 11,633,083 | 12,341,523 | 12,940,869 | |
| 1株当たり純資産(円) | 1,130.76 | 1,161.12 | 1,231.59 | |
| 営 業 収 益 | 8,715,957 | 9,116,823 | 9,553,557 | |
| 営 業 利 益 | 174,312 | 209,783 | 250,822 | |
| 経 常 利 益 | 167,068 | 203,665 | 237,479 | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 6,504 | 21,381 | 44,692 | |
| 1株当たり当期純利益(円) | 7.69 | 25.11 | 52.25 | |
| 1株当たり配当金(円) | 36.00 | 36.00 | 36.00 | |
| (2) イオンモール | | | | |
| 純 資 産 | 426,931 | 451,711 | 476,226 | |
| 総 資 産 | 1,463,256 | 1,559,592 | 1,655,253 | |
| 1株当たり純資産(円) | 1,830.21 | 1,935.77 | 2,040.33 | |
| 営 業 収 益 | 316,813 | 398,244 | 423,168 | |
| 営 業 利 益 | 38,228 | 43,979 | 46,411 | |
| 経 常 利 益 | 32,540 | 36,409 | 37,086 | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 19,278 | 12,994 | 20,399 | |
| 1株当たり当期純利益(円) | 84.72 | 57.10 | 89.64 | |
| 1株当たり配当金(円) | 50.00 | 50.00 | 50.00 | |

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

イオンはイオンモールの支配株主(親会社)であり、本株式交換は、イオンモールにとって支配株主との取引等に該当します。

イオンモールが2024年8月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、イオンモール及びイオンの間の「重要な取引については、取締役会の諮問機関として独立社外取締役のみで構成するガバナンス委員会において、当社の企業価値向上の観点から当該取引の公正性及び合理性が確保されていることを検証したうえで取締役会に付議し、また特別利害関係人を除外した上で決議し、手続の公正性を確保しています。」と示しております。

この点、イオンモールは、本株式交換において、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」のとおり、構造的な利益相反の問題に対応し、本株式交換に係る取引条件の公正性を担保するための措置を講じ又は講じる予定であり、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

イオンモールは、イオンがイオンモールの普通株式の所有割合が58.16%に達するイオンモールの支配株主(親会社)であり、本株式交換が支配株主との重要な取引等に該

当し、また、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本株式交換の公正性を担保するため、以下の措置を講じており、又は講じる予定です。

① イオンモールにおける独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

イオンモールは、イオンから、2025年1月9日に完全子会社化の実現に向けて具体的な協議を開始したい旨の意向表明書を受領しました。これを受けてイオンモールは、本株式交換の検討並びにイオンとの本株式交換に係る協議及び交渉を行うにあたり、上記のとおり本株式交換の公正性を担保するため、イオン、イオンモール及び本株式交換の成否から独立したイオンモールの独立社外取締役（腰塚國博氏、榎本知佐氏、黒崎裕伸氏、大和田順子氏、滝順子氏）の合計5名によって構成され、イオンモールの経営陣・支配株主から独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることを職責とするガバナンス委員会を、本株式交換に係る特別委員会（以下「本特別委員会」といいます）として提言を得ることとし、本特別委員会は2025年1月16日より、本株式交換の合理性や取引条件の相当性等に関する検討を開始いたしました。これに伴い、イオンモールの2025年1月28日付取締役会は、本特別委員会に対し、(a)イオンモール取締役会においてイオンによるイオンモールの非公開化に係る取引（以下「本件非公開化」といいます）の承認をするべきか否かについて検討し、イオンモール取締役会に勧告を行うこと、及び、(b)イオンモール取締役会において、本件非公開化の実施について決定することが、イオンモールの少数株主にとって不利益なものでないかについて検討し、イオンモール取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます）を諮問する旨を確認いたしました。

また、イオンモールの同取締役会は、(i)イオンモール取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本件非公開化に関する意思決定を行うこととすること、及び、(ii)本特別委員会が本件非公開化の取引条件が妥当でないと判断した場合には、イオンモール取締役会は当該取引条件による本件非公開化の承認をしないこととすることを確認するとともに、本特別委員会に対し、(i)イオンモールとイオンの間で取引条件等についての交渉（イオンモールの役職員やアドバイザー等を通じた間接的な交渉を含む）を行うこと、(ii)本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者評価機関及び法務のアドバイザーを選任若しくは指名すること（この場合の費用はイオンモールが負担する）、または、イオンモールの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む）すること、(iii)必要に応じ、イオンモールの役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領することについて権限を付与することを確認しております。

なお、上記の取締役会決議に当たっては、イオンモールがイオンの子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、イオンモール取締役会の決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、イオンモールの取締役12名のうち、現にイオンの取締役兼代表執行役会長を務める岡田元也氏並びにイオンの出身者である大野恵司氏及び速水英樹氏を除く9名の取締役の全員一致により上記決議を行っております。また、上記の取締役会には、イオンの顧問を兼務している西松正人氏及びイオンの出身者である青山和弘氏を除く監査役2名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、イオンモールの取締役のうち岡田元也氏、大野恵司氏及び速水英樹氏の3名並びにイオンモールの監査役のうち西松正人氏及び青山和弘氏は、本株式交換が構造的な

利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、イオンモールの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加していません。

今後も、イオンモールのこれらの取締役及び監査役は、本株式交換に関するイオンモールの取締役会の審議及び決議には参加しない予定であり、かつ、イオンモールの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しない予定です。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年1月16日より2025年2月27日までの間に合計10回（合計約13時間）開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。具体的には、本特別委員会は、イオンから、本株式交換の実施の背景及び目的、本株式交換後の成長戦略（本株式交換によるシナジー効果を含みます）、イオンモールの上場廃止に係るメリット・デメリット、本株式交換実施後の経営方針、本株式交換比率その他の条件の考え方等について説明を受け、質疑応答を行い、また、イオンモールから、本株式交換の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画に関する説明を受け、質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、イオンに対して提示する事業計画及びみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます）がイオンモールの株式価値の算定において基礎とする事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認及び承認を行いました。

その上で、本特別委員会は、イオンモールの法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます）から、その独立性及び専門性に鑑み、本株式交換における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本株式交換に関する事項全般について法的助言を受けています。

さらに、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、イオン及びイオンモールが公表予定の本基本合意書の締結に係る本プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

本特別委員会は、今後、森・濱田松本法律事務所から受ける法的見地からの助言、みずほ証券から受ける財務的見地からの助言及びみずほ証券から提出を受ける本株式交換比率に関する算定書の内容、イオンに対する財務・法務を含むデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、株式交換比率を含む本株式交換の取引条件についてイオンと交渉することを予定しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的見地からの助言及びみずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2025年2月27日付で、イオンモールの取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます）を提出しております。

(a) 答申内容

- i. イオンモールの取締役会が、本基本合意書の締結を決議すること自体は相当であると考えます。
- ii. イオンモールの取締役会が、本基本合意書の締結を決議すること自体は、イオンモールの少数株主にとって不利益なものでないと考えます。

iii. なお、本特別委員会が、本株式交換契約の締結時において、本株式交換契約の締結が相当であり、イオンモールの少数株主にとって不利益にならない旨を意見するためには、当該時点までに、本株式交換がイオンモールの企業価値の向上に資すると判断できること、及び、本株式交換契約において株式交換比率その他の取引条件が合理的な内容で合意されることが必要となる点に留意を要する。

(b) 答申理由

(i) 本株式交換により、イオングループの持つスケラビリティとイオンモールの持つ人材やノウハウを活かすことにより、イオンモールが利用可能な経営資源が拡充し、イオンモールが持続的な成長を実現していく可能性があること、(ii) イオングループ内需要の一体的な集約により、販促・イベント企画・広告事業や活性化・修繕工事等を内製化することによりイオンモールの売上及び利益が増加する可能性があること、(iii) イオンモールを核とした不動産バリューチェーンの垂直統合と、これによる新規事業の創出によりイオンモールの提供するサービスが進化又は拡充する可能性があること、(iv) これらの施策をより迅速にかつ確実に実現するためには現在の資本関係では困難であること、からすれば、本株式交換はイオンモールの企業価値向上に資する可能性があるといえ、イオンモールが本株式交換に向けた協議を行うことを目的として本基本合意書を締結すること自体は、相当であり、イオンモールの少数株主の不利益となることもないと考える。

他方で、イオンモールは、本基本合意書の締結後もイオンとの間で本株式交換後の経営施策についての協議を継続する予定であるため、本株式交換の実施がイオンモールの企業価値の向上に資するかどうかを現時点において判断することはできない。同様に、本株式交換に係る株式交換比率は未定であるため、本株式交換の実施がイオンモールの少数株主にとって不利益でないかも、現時点において判断することはできない。従って、本特別委員会が、本株式交換契約の締結時において、本株式交換契約の締結が相当であり、イオンモールの少数株主にとって不利益にならない旨を意見するためには、当該時点までに、本株式交換がイオンモールの企業価値の向上に資すると判断できること、及び、本株式交換契約において株式交換比率その他の取引条件が合理的な内容で合意されることが必要となる点に留意を要する。

イオンモールは、本日開催の取締役会において、本答申書の内容を勘案した上で、本基本合意書の締結を決議しております（当該取締役会における決議の方法は、下記「⑤イオンモールにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください）。イオンモールの特別委員会は、引き続き、本株式交換がイオンモールの企業価値の向上に資するかどうか及びイオンモールの少数株主の利益を害することにならないかを判断できるようイオンから説明を受け、本株式交換がイオンモールの企業価値の向上に資するかどうかの検討を行うとともに、本株式交換における株式交換比率その他の取引条件がイオンモールの少数株主にとって有利な内容となるよう、引き続きイオンとの間で本株式交換に係る協議を進めます。イオンモールの取締役会は、本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、本株式交換契約の締結に係る意思決定までに、本特別委員会から、本諮問事項に関する答申書を改めて取得することを予定しております。

② イオンモールにおける独立した法律事務所からの助言

イオンモールは、イオングループ及びイオンモールグループ（イオンモール並びにその子会社及び持分法適用会社といたします）から独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ており、今後も引き続き助言を受ける予定です。

また、本特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、両社グループとの間で重要な利害関係を有しません。森・濱田松本法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

③ イオンモールにおける独立した第三者算定機関の選任

イオンモールは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を担保するため、イオングループ及びイオンモールグループから独立した第三者算定機関及びファイナンシャルアドバイザーとしてみずほ証券を選任し、本株式交換において財務的見地から助言を得ており、今後も株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率に関する算定書を取得する等引き続き助言を受ける予定です。

また、本特別委員会において、みずほ証券の独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

なお、みずほ証券は、イオングループ及びイオンモールグループ並びに本株式交換からは独立した算定機関であり、イオングループ及びイオンモールグループの関連当事者には該当しません。また、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます）及びみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます）は、イオンモール及びイオンの株主たる地位を有しており、また、イオン及びイオンモールに対して、通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式交換に関してイオンモール及びイオンとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のファイナンシャルアドバイザー業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の株主たる地位並びに貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行う予定とのことです。イオンモールは、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、イオンモールとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関として選定いたしました。

④ イオンモールにおける独立した検討体制の構築

イオンモールは、イオンから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制をイオンモールの社内に構築いたしました。具体的には、イオンモールは、2025年1月9日に、イオンより意向表明書を受領した以降、本株式交換に関する検討（イオンモール株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます）並びにイオンとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーはイオンの役職員を兼職しておらず、かつ過去にイオングループ（イオンモールグ

ループを除きます)の役職員としての地位を有していたことのないイオンモールの役職員により構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。

本特別委員会は2025年1月16日開催の特別委員会において、森・濱田松本法律事務所の法的助言を踏まえ、本株式交換についてイオンモール内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、本株式交換と利害関係を有すると考えられる岡田元也氏、大野恵司氏及び速水英樹氏の取締役3名並びに西松正人氏及び青山和弘氏の監査役2名は本株式交換に関する協議・交渉には一切参加しないこととする旨を承認し、また、イオンモールは2025年1月28日付の取締役会においてかかる検討体制を確認いたしました。

これらの取扱いを含めて、イオンモールの検討体制(本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ イオンモールにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

イオンモールは、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、みずほ証券から得た財務的見地からの助言、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会がイオンとの間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、イオンによる本株式交換がイオンモールの企業価値の向上に資する可能性があるか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、本日開催のイオンモールの取締役会において、本株式交換に向けた協議を開始するための本基本合意書を締結することを決議しております。上記のイオンモールの取締役会においては、イオンモールがイオンの子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、イオンモールの取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、イオンモールの取締役12名のうち、イオンの役員を兼任している岡田元也氏、イオンの出身者である大野恵司氏及び速水英樹氏を除く9名の取締役において審議のうへ、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記の取締役会には、イオンの顧問を兼務している西松正人氏及びイオンの出身者である青山和弘氏を除く監査役2名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、イオンモールの取締役のうち岡田元也氏、大野恵司氏及び速水英樹氏並びにイオンモールの監査役のうち西松正人氏及び青山和弘氏は、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、イオンモールの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

今後も、イオンモールの取締役のうち岡田元也氏、大野恵司氏及び速水英樹氏並びにイオンモールの監査役のうち西松正人氏及び青山和弘氏は、本株式交換に関するイオンモールの取締役会の審議及び決議には参加しない予定であり、かつ、イオンモールの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しない予定です。

⑥ 取引保護条項の不存在

イオンモール及びイオンは、イオンモールが対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がイオンモールとの間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本株式交換の公正性の担保に配慮しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

イオンモールは、2025年2月27日、本特別委員会から、イオンモールの取締役会が、本基本合意書の締結を決議すること自体は、相当であり、イオンモールの少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「①イオンモールにおける独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

イオンモールは、本株式交換契約の締結に係る意思決定までに、本特別委員会から、本諮問事項に関する答申書を改めて取得することを予定しております。

5. 今後の見通し

本基本合意書がイオン及びイオンモールの業績に与える影響は軽微です。また、本株式交換契約を締結する場合も、本株式交換の効力発生は2025年7月を予定しているため、本株式交換がイオン及びイオンモールの当期の業績に与える影響は軽微なものと思っております。また、次期業績におきましては、確定次第お知らせいたします。

以 上

ご注意：本プレスリリースは、イオン株式会社によるイオンモール株式会社の株式交換による完全子会社化の協議開始に向けた基本合意書の締結に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本資料には、将来予想に関する記述に該当する情報が記載されており、本プレスリリースにおける記述のうち過去又は現在の事実に関するもの以外の記述は、かかる将来予想に関する記述に該当する可能性があります。これらの将来予想に関する記述は、現在入手している情報を前提とする両社の仮定及び判断に基づくものであり、既知又は未知のリスク、不確実性等の要因を内在しております。これらの要因により、将来予想に関する記述に明示的又は黙示的に示される両社のいずれかの将来における業績、経営結果、財務内容等に関し、本プレスリリースの内容と大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。また、両社は、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び米国証券取引委員会への届出において両社の行う開示をご参照ください。